

確定申告・住民税申告はお早めに

◆申告の日時・会場

市内での申告	
期間 時間	2月10日(火)～3月13日(金) ●市役所＝9時～16時 ●市役所以外＝9時30分～16時
会場	11時30分～13時は受け付けを休みます
会場	日程
市役所1階 多目的室	2月10日(火)・12日(木)・13日(金)・16日(月)・17日(火)・24日(火)
	3月2日(月)・3日(火)・9日(月)～11日(水)
申告日を予約できます 定員 各日午後、先着40人 申込方法 2月10日8時30分から各受付日の2日前までに市ホームページか二次元コードから申し込み ＊電話では受け付けません。	
夢プラザ	2月18日(水)～20日(金)
西の里会館	2月25日(水)・26日(木)
農民研修センター	2月27日(金)
団地住民センター	3月4日(水)～6日(金)
大曲会館	3月12日(木)・13日(金)

- 受付番号札は受付開始時間の1時間前から配布します。配布開始時に多くの方が来場した場合は抽選で受付番号を決定します。配布前の長時間の待機は控えてください。
- 初年度の住宅借入金等特別控除、雑損控除、土地建物・株式の譲渡所得などの申告や相談は受け付けません。札幌南税務署で申告してください。
- 営業・不動産所得などの収支内訳書の作成や相談は行いません。事前に作成して来てください。

＊市内にお住まいで住民登録のある方が対象です。
 ＊期間中、市役所税務課で申告書作成はできません。
 ＊1日当たりの受付人数は180人（農民研修センターは140人）です。

税務署での申告

期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜、祝日を除く)
 会場・問合せ 札幌南税務署（札幌市豊平区月寒東1条5丁目3-4・☎555-3900）
 ＊自動音声案内で「0」を選択してください。

◆令和7年度の主な税制改正

所得税の基礎控除は増額されましたが、住民税の基礎控除は据え置きのため、所得税は非課税でも住民税が課税されることがあります。

例	いずれも非課税 税（所得42万円以下）	住民税のみ課税 税（所得42万円超～95万円）	いずれも課税 税（所得95万円超）
給与収入のみ	107万円以下	107万円超～160万円	160万円超
公的年金収入のみ	65歳未満 102万円以下	102万円超～163.3万円	163.3万円超
	65歳以上 152万円以下	152万円超～205万円	205万円超

◆申告に必要な書類など

		必要書類など	
全 員 必 要	収入確認のため	●源泉徴収票の原本や収支内訳書、個人年金の支払調書など	
	マイナンバーの記載	●申告者のマイナンバーカード（個人番号カード）などの番号確認書類と本人確認書類（運転免許証など） ●配偶者（特別）控除・扶養控除の対象となる方のマイナンバー	
	社会保険料控除	●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの控除証明書や領収書 ＊源泉徴収票に記載されている場合は不要です。	
		生命保険料控除	●生命保険料の控除証明書
		地震保険料控除	●地震保険料の控除証明書
		配偶者控除・配偶者特別控除	●配偶者の源泉徴収票など
	申告内容により必要	特定親族特別控除（新設）	●特定親族（居住者と生計を一にする19～22歳の親族。配偶者・青色事業専従などを除く）の源泉徴収票など
		障害者控除	●障害者手帳や療育手帳など ●障害者控除対象者認定書（介護保険の要介護認定者のうち、対象となる方）
		医療費控除	●医療費控除の明細書 医療機関から交付される医療費明細書（点数が書かれた書類）ではありません ＊医療を受けた方の氏名と支払先の名称ごとに1年間の医療費の金額を自分でまとめた書類でも可能です。 ＊医療費の領収書の提出は不要ですが、5年間の保管義務があります。 ＊過年分の申告に追加する場合は、医療費の領収書も必要です。
	申告内容により必要	寄附金控除	●寄付した先からの領収書などが、寄附金控除に関する証明書 ＊特定事業者経由でふるさと納税をした場合、特定事業者が発行する証明書で申告することができます。
住宅借入金等特別控除		●年末残高等証明書 ●住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除証明書	
税金が還付になる方		●銀行などの口座情報（申告者本人名義のもの）	

パソコンやスマートフォンでも申告できます

住民税申告
(令和7年分から)

eLTax
(エルタックス)



確定申告

e-Tax
(イータックス)



問合せ 税務課（内線3705）